

体調がおかしいと思ったら まずは電話で相談しましょう



**強いだるさや息苦しさがある方、風邪のような症状・発熱が続く方は
下記へご相談ください。**

※かかりつけ医のいる方はそちらへ電話でご相談ください。

帰国者・接触者電話相談センター

●月～金曜日 午前9時～午後5時
※土・日曜日・祝日を除く

TEL 03-3847-9402
(台東区)

聴覚に障害のある方などからの相談

FAX 03-3841-4325
(台東区)

●月～金曜日 午後5時～翌日午前9時
※土・日曜日・祝日は終日

TEL 03-5320-4592
(東京都)

不安に思う方は下記へご相談ください。

(微熱や軽い咳が出ている、感染したかもしれない、においや味を感じない)

新型コロナウイルス感染症電話相談窓口

●午前9時～午後10時

TEL 0570-550571

聴覚に障害のある方などからの相談

FAX 03-5388-1396

(東京都福祉保健局)

新型コロナウイルス 接触確認アプリ(COCOA) をインストールしましょう

「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)」は、利用者本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能(Bluetooth)を利用して、お互い分からないようにプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができるスマートフォンアプリです。

詳しくは、厚生労働省HP(下記二次元コード)をご覧ください。



経営のお悩みを中小企業診断士に直接電話相談できる 『緊急経営相談ダイヤル』をご利用ください

相談支援 区内中小企業者が抱える緊急を要する経営上の諸問題に対し、中小企業診断士が直接電話で相談支援します。※匿名での相談も可能です。※Zoomを使用したオンライン相談も承ります。

- 支援内容**
- ・新たな事業展開や事業承継、事業再生についての相談・助言
 - ・資金繰り等に関する相談・助言
 - ・国や都の実施する補助金や給付金など中小企業支援策に関する相談・助言
 - ・廃業・休業に関する相談・助言
 - ・その他、経営に関する相談・助言

※相談内容に応じて、各専門機関(弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士など)へ繋ぐこともできます。

専用ダイヤル

TEL 03-5829-8078

毎週火・木曜日(祝日・年末年始を除く)

火曜日午前10時～午後3時

木曜日午後3時～7時

問合せ

台東区産業振興事業団
経営支援課 商工相談担当 **TEL (5829) 4125**



新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金の 適用期間が12月31日(木)まで延長されました

対象 国民健康保険・後期高齢者医療制度の加入者で、新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱などの症状があり感染が疑われ、療養のために労務に服することができなかった方※給与などの支払いを受けている方に限ります。**支給対象となる日数** 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができなかった期間のうち就労を予定していた日 **支給額** 直近の継続した3か月の給与収入の合計額÷就労日数×3分の2×支給対象となる日数 **適用期間** 2年1月1日～12月31日(ただし、入院が継続する場合は最長1年6か月まで)

問合せ 国民健康保険「台東区国保コールセンター」 **TEL (6365) 2718**※9月30日(水)まで
国民健康保険課給付係 **TEL (5246) 1253**※10月1日(木)より
後期高齢者医療「広域連合お問合せセンター」 **TEL 0570-086-519**

Networkたいとう 「新しい日常」取組店舗PR号への 掲載店舗を募集します

「新しい日常」に取り組む区内接客店舗を、10月発行の産業情報誌「Networkたいとう」(5万部発行)で紹介いたします。掲載希望の方は以下の手順に従ってご応募ください。

対象 右記の宣言ステッカーにより「新しい日常」に取り組む宣言をしている店舗

申込方法 「東京共同電子申請」で検索し「台東区」を申請先で選択後、「ネットワークたいとう」でキーワード検索し、手続を選択(右記二次元コードより電子申請可)

申込締切日 9月30日(水)

問合せ 産業振興課

TEL (5246) 1142



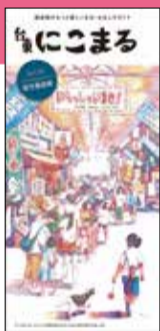
台東区の商店街を紹介します

身近な商店街を情報誌「台東区こまる」vol.2(佐竹商店街)で紹介しています。情報誌は右記二次元コードより、ご覧になれます。区内各商店街では、感染症対策を行い安全に配慮していますので、ぜひ買い物にお越しください。

配布場所・問合せ 産業振興課(区役所9階5番)

TEL (5246) 1142

商店街情報誌「台東区こまる」Vol.2 佐竹商店街



令和2年は国勢調査の年です 回答をお願いします

国勢調査は、統計法に基づき、日本に住んでいる全ての人・世帯を対象として行われる、国の最も重要な統計調査です。第1回の調査は、大正9年に行われ、以後、5年ごとに実施されており、今年で21回目になります。令和2年10月1日を調査期日として全国一斉に実施されます。調査内容は、氏名・性別・出生の年月・就業状況・従業地または通学地など19項目です。調査結果は、行政施策の立案や研究、教育、経済活動など幅広い分野で活用されます。

この調査は、統計法により調査対象に報告義務が定められていますので、必ずご回答をお願いします。

調査の流れ

今回の国勢調査は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、国勢調査員が皆さんの自宅を訪問・面接して調査したり、調査票を回収するためにお伺いすることはありません。

①調査書類の配布

国勢調査員が9月14日(月)～30日(水)に皆さんの自宅の郵便受け等に調査書類を配布。

②調査の回答方法

インターネットまたは紙の調査票のどちらかを選択。

※詳しくは、調査書類をご覧ください。

●インターネットの場合 パソコンやスマートフォンから調査書類に記載されているID・パスワードでログインした後、回答を入力し送信。

▷回答期間 9月14日(月)～10月7日(水)

●紙の調査票の場合 黒鉛筆で回答を記入し、調査書類に同封の「郵送提出用封筒」に調査票のみを入れ、最寄りの郵便ポストに投函。

▷回答期間 10月1日(木)～7日(水)

※やむをえず、調査票の回収を希望する場合は、右記お問合せセンターにご連絡ください。

個人情報強く保護されます

調査員をはじめとする調査関係者が、調査に回答した内容を他にもらしたり、統計以外の目的に使用したりすることは、法律で固く禁じられています。インターネット回答中の

通信はすべて暗号化され、不正アクセス防止の対策を24時間行っています。また、記入された調査票は、外部の人の目に触れないように厳重に管理され、集計が終わった後に溶解処理されます。

「かたり調査」にご注意ください

国勢調査を装い、個人情報等を詐取る「かたり調査」にご注意ください。国勢調査で金銭を要求したり、銀行口座の暗証番号やクレジットカード番号などを聞くことはありません。調査員は、身分を証明する「調査員証」を携帯しています。不審な訪問者や、不審な電話・電子メール・ウェブサイトなどがあった場合は、下記問合せ先までご連絡ください。

問合せ

台東区国勢調査お問合せセンター(9月14日(月)～10月20日(水)午前9時～午後7時、土・日曜日・祝日は午後5時まで)
TEL (5246) 9032
台東区総務課調査統計係
TEL (5246) 1462